

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業振興課)	一
○職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則 (産業人材対策課)	三
○個別労使紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則 (雇用対策課)	四

ページ

規 則

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表精密測定関連機器の項中

を

非接触三次元平面度測定機	一時間につき	五五〇円
非接触三次元平面度測定機	一時間につき	五五〇円
超精密非接触三次元形状評価装置	一時間につき	五〇〇円

に改め、同表材料加工関連機器の項中

カッタオフマシン	一時間につき	五〇〇円
渦流探傷器	一時間につき	五〇〇円
カッタオフマシン	一時間につき	五〇〇円
顕微鏡(実体)	一時間につき	五〇〇円
恒温恒湿槽	一時間につき	三五〇円
顕微鏡(実体)	一時間につき	五〇〇円
小型振動試験装置	一時間につき	五〇〇円
射出成型機	一時間につき	一、四〇〇円
振動試験装置	一時間につき	一、九〇〇円
射出成型機	一時間につき	一、四〇〇円
精密平面研削盤	一時間につき	八五〇円
卓上成型機	一時間につき	五〇〇円
精密平面研削盤	一時間につき	八五〇円
マイクロフォーカスX線透過装置	一時間につき	一、八〇〇円

電力増幅器	一時間につき 五〇〇円	を										
ファンクションジェネレータ	一時間につき 五〇〇円	に、										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="549 264 612 716">ハイスピードビデオカメラシステム</td> <td data-bbox="549 716 612 1025">一時間につき 九〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 264 549 716">ファンクションジェネレータ</td> <td data-bbox="485 716 549 1025">一時間につき 五〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 264 485 716">ロジックアナライザ</td> <td data-bbox="421 716 485 1025">一時間につき 五〇〇円</td> </tr> </table>	ハイスピードビデオカメラシステム	一時間につき 九〇〇円	ファンクションジェネレータ	一時間につき 五〇〇円	ロジックアナライザ	一時間につき 五〇〇円		を				
ハイスピードビデオカメラシステム	一時間につき 九〇〇円											
ファンクションジェネレータ	一時間につき 五〇〇円											
ロジックアナライザ	一時間につき 五〇〇円											
回路図設計支援ツール	一時間につき 五〇〇円	を										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="938 331 986 716">EMC評価システム</td> <td data-bbox="938 716 986 1093">一時間につき 五〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 331 938 716">インピーダンスゲインフェーズアナライザ</td> <td data-bbox="874 716 938 1093">一時間につき 五〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 331 874 716">回路図設計支援ツール</td> <td data-bbox="794 716 874 1093">一時間につき 五〇〇円</td> </tr> </table>	EMC評価システム	一時間につき 五〇〇円	インピーダンスゲインフェーズアナライザ	一時間につき 五〇〇円	回路図設計支援ツール	一時間につき 五〇〇円		を				
EMC評価システム	一時間につき 五〇〇円											
インピーダンスゲインフェーズアナライザ	一時間につき 五〇〇円											
回路図設計支援ツール	一時間につき 五〇〇円											
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1321 331 1385 716">マイクロフォーカスX線透過装置</td> <td data-bbox="1321 716 1385 1093">一時間につき 一、八〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1257 331 1321 716">高分子材料コンパウンド装置</td> <td data-bbox="1257 716 1321 1093">一時間につき 三、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 331 1257 716">クリープ試験機</td> <td data-bbox="1193 716 1257 1093">一時間につき 五〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 331 1193 716">樹脂流動解析ソフトウェア</td> <td data-bbox="1129 716 1193 1093">一時間につき 一、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 331 1129 716">工具評価用電子顕微鏡</td> <td data-bbox="1066 716 1129 1093">一時間につき 一、〇〇〇円</td> </tr> </table>	マイクロフォーカスX線透過装置	一時間につき 一、八〇〇円	高分子材料コンパウンド装置	一時間につき 三、五〇〇円	クリープ試験機	一時間につき 五〇〇円	樹脂流動解析ソフトウェア	一時間につき 一、〇〇〇円	工具評価用電子顕微鏡	一時間につき 一、〇〇〇円		を
マイクロフォーカスX線透過装置	一時間につき 一、八〇〇円											
高分子材料コンパウンド装置	一時間につき 三、五〇〇円											
クリープ試験機	一時間につき 五〇〇円											
樹脂流動解析ソフトウェア	一時間につき 一、〇〇〇円											
工具評価用電子顕微鏡	一時間につき 一、〇〇〇円											

足圧分布測定システム	一時間につき 五〇〇円	に、										
電力増幅器	一時間につき 五〇〇円	に、										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1177 1205 1241 1473">FDTD電磁界シミュレータ</td> <td data-bbox="1177 1473 1241 1966">一時間につき 五五〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1114 1205 1177 1473">FEM磁場シミュレータ</td> <td data-bbox="1114 1473 1177 1966">一時間につき 五五〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1050 1205 1114 1473">LLG磁区解析シミュレータ</td> <td data-bbox="1050 1473 1114 1966">一時間につき 五〇〇円</td> </tr> </table>	FDTD電磁界シミュレータ	一時間につき 五五〇円	FEM磁場シミュレータ	一時間につき 五五〇円	LLG磁区解析シミュレータ	一時間につき 五〇〇円		を				
FDTD電磁界シミュレータ	一時間につき 五五〇円											
FEM磁場シミュレータ	一時間につき 五五〇円											
LLG磁区解析シミュレータ	一時間につき 五〇〇円											
FEM磁場シミュレータ	一時間につき 五五〇円	に、										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="842 1205 906 1473">耐電圧試験機</td> <td data-bbox="842 1473 906 1966">一時間につき 五〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1205 842 1473">EMC総合回路設計システム</td> <td data-bbox="778 1473 842 1966">一時間につき 一、〇〇〇円</td> </tr> </table>	耐電圧試験機	一時間につき 五〇〇円	EMC総合回路設計システム	一時間につき 一、〇〇〇円		を						
耐電圧試験機	一時間につき 五〇〇円											
EMC総合回路設計システム	一時間につき 一、〇〇〇円											
耐電圧試験機	一時間につき 五〇〇円	に、										
光学解析シミュレータ（光線追跡式）	一時間につき 五〇〇円	に、										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="427 1205 491 1473">光学解析シミュレータ（光線追跡式）</td> <td data-bbox="427 1473 491 2065">一時間につき 五〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1205 427 1473">振動試験装置</td> <td data-bbox="363 1473 427 2065">一時間につき 二、二〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1205 363 1473">複合環境試験用恒温恒湿槽</td> <td data-bbox="300 1473 363 2065">一時間につき 一、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1205 300 1473">車載電装品用試験電源</td> <td data-bbox="236 1473 300 2065">一時間につき 七〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1205 236 1473">二次元色彩輝度計</td> <td data-bbox="172 1473 236 2065">一時間につき 一、四〇〇円</td> </tr> </table>	光学解析シミュレータ（光線追跡式）	一時間につき 五〇〇円	振動試験装置	一時間につき 二、二〇〇円	複合環境試験用恒温恒湿槽	一時間につき 一、〇〇〇円	車載電装品用試験電源	一時間につき 七〇〇円	二次元色彩輝度計	一時間につき 一、四〇〇円		を
光学解析シミュレータ（光線追跡式）	一時間につき 五〇〇円											
振動試験装置	一時間につき 二、二〇〇円											
複合環境試験用恒温恒湿槽	一時間につき 一、〇〇〇円											
車載電装品用試験電源	一時間につき 七〇〇円											
二次元色彩輝度計	一時間につき 一、四〇〇円											

に改め、同表工業デザイン関連機器の項中

三次元コンピュータグラフィックシステム	一時間につき	一、九〇〇円
三次元測定システム	一時間につき	一、一〇〇円

を

に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中

三次元コンピュータグラフィックシステム	一時間につき	一、九〇〇円
CO ₂ インキュベータ	一時間につき	五〇〇円
照明付きインキュベータ	一時間につき	五〇〇円

を

CO ₂ インキュベータ	一時間につき	五〇〇円
-------------------------	--------	------

に、

超低温フリーザー	一時間につき	三〇〇円
デジタル測色計	一時間につき	五〇〇円
マイクロ波減圧乾燥機	一時間につき	一、一〇〇円

を

超低温フリーザー	一時間につき	三〇〇円
----------	--------	------

に、

食品熱量測定装置	一時間につき	五〇〇円
----------	--------	------

を

食品熱量測定装置	一時間につき	五〇〇円
----------	--------	------

恒温恒湿槽

一時間につき

二五〇円

に改め、同表分析・測定関連機器の項中

超高速液体クロマトグラフ質量分析システム	一時間につき	二、七〇〇円
----------------------	--------	--------

を

超高速液体クロマトグラフ質量分析システム	一時間につき	二、七〇〇円
ガスクロマトグラフ質量分析装置	一時間につき	一、五〇〇円

に改める。

別表第二第一号の表材料試験の項中

中性化試験	一件につき	二、八〇〇円
-------	-------	--------

を

中性化試験	一件につき	二、八〇〇円
曲げ試験	一件につき	二、一〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則（昭和五十年宮城県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「知事は、」の下に「県内に所在する」を加え、「県内に所在する公共職業能力開発施設」を「公共職業能力開発施設」に改め、「県内に所在する施設の行方」を削り、第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者のうち、当該児童が同項第二号に該当することとなつた日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職業訓練給付金支給規則第三条第一項の規定は、平成二十五年三月一日から適用する。

個別労使紛争のあつせんに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十二号

個別労使紛争のあつせんに関する規則の一部を改正する規則

個別労使紛争のあつせんに関する規則（平成十四年宮城県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同項第四号とする。

第十条中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。